

府中市土地開発基金管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 4 月 25 日

府中市長 高野 律 雄

府中市規則第 25 号

府中市土地開発基金管理規則の一部を改正する規則

府中市土地開発基金管理規則（昭和 51 年 3 月府中市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(土地の取得計画) 第 4 条 <u>総務管理部財産担当参事</u> は、事業規模の大小、事業施行の緩急、予算計上の見通し、基金に属する現金の額の状況等を <u>勘案の上</u> 、土地取得計画を <u>立てるものとする</u> 。	(土地の取得計画) 第 4 条 <u>総務管理部長</u> は、事業規模の大小、事業施行の緩急、予算計上の見通し、基金に属する現金の額の状況等を <u>勘案のうえ</u> 、土地取得計画を <u>たてるものとする</u> 。
(土地の取得) 第 5 条 基金による土地の取得は、 <u>総務管理部財産担当参事</u> が行う。	(土地の取得) 第 5 条 基金による土地の取得は、 <u>総務管理部長</u> が行う。
(帳簿等) 第 8 条 <u>総務管理部財産担当参事</u> は、土地開発基金台帳その他必要な帳簿を備え、基金の運用状況を明らかにしておかなければならない。	(帳簿等) 第 8 条 <u>総務管理部長</u> は、土地開発基金台帳その他必要な帳簿を備え、基金の運用状況を明らかにしておかなければならない。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の府中市土地開発基金管理規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。